

イベント参加車両に対して早朝の特別街頭検査を実施

－ 不正改造車4台に対し広島運輸支局から整備命令書を交付 －

自動車技術総合機構中国検査部は、中国運輸局広島運輸支局及び福山自動車検査登録事務所、広島県警察本部及び同世羅警察署と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、計5台の車両を検査し、マフラーの取外しや着色フィルムの貼付等の不正改造があった計4台に対し、道路運送車両法に基づき広島運輸支局から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

- ◎実施日時 令和7年5月25日(日) 8:00 ～ 10:00
- ◎実施場所 広島県世羅郡世羅町内 一般道
- ◎検査実施車両台数 5台 (内訳 四輪車 5台)
- ◎整備命令書交付台数 4台 (内訳 四輪車 4台)
- ◎主な不正改造内容 マフラーの取外し、着色フィルムの貼付、タイヤ・ホイールの突出、
最低地上高不足等



お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347